

(案)

地独評委第 号  
令和6年10月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会  
委員長 山 口 瞬

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県総合医療センターの中期目標期間の終了時における検討について、地方独立行政法人法第30条第2項の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人岐阜県総合医療センターの中期目標期間の終了時における検討の結果、地方独立行政法人として業務を継続させることが適当であると認められる。

また、法人の業務及び組織等については、次期中期目標の策定・指示をもって、所要の措置を講ずることとすることが適当である。

(案)

地独評委第 号の2

令和6年10月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 山 口 瞬

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の中期目標期間の終了時における検討について、地方独立行政法人法第30条第2項の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の中期目標期間の終了時における検討の結果、地方独立行政法人として業務を継続させることが適当であると認められる。

また、法人の業務及び組織等については、次期中期目標の策定・指示をもって、所要の措置を講ずることとすることが適当である。

(案)

地独評委第 号の3

令和6年10月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 山 口 瞬

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の中期目標期間の終了時における検討について、地方独立行政法人法第30条第2項の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の中期目標期間の終了時における検討の結果、地方独立行政法人として業務を継続させることが適当であると認められる。

また、法人の業務及び組織等については、次期中期目標の策定・指示をもって、所要の措置を講ずることとすることが適当である。